

重 要 事 項 説 明 書 (介護予防)短期入所生活介護 (特別養護老人ホーム グランデパール)

あなたに対する(介護予防)短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業を経営する者

事業者の名称	社会福祉法人 常山福祉会
事業者の所在地	玉野市用吉1676番地1
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 荻野 令

2 事業を実施する施設

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム グランデパール		
施 設 の 種 別	併設型(介護予防)短期入所生活介護事業所		
施 設 の 所 在 地	玉野市用吉1676番地1		
施 設 長 名	大塚 教生		
介 護 保 険 指 定 番 号	3370400784		
電話番号	0863－73－5020	FAX番号	0863－73－5021

3 実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成17年7月1日	3370400784	50人
居宅	短期入所生活介護	平成17年7月1日	3370400784	10人
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	3370400784	

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	この社会福祉法人は、特別養護老人ホームグランデパールの併設型(介護予防)短期入所生活介護事業所として、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
-------	--

運 営 方 針	当事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、介護予防サービスについては利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 当事業所は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。 当事業所は、運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。
---------	--

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		2, 426. 65㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	延 床 面 積	3, 285. 90㎡
	利 用 定 員	短期入所10人

(2) 居 室

居室の定員	部屋数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	10室	870. 21㎡	17. 40㎡

※居室10室で1つのユニットを構成

(3) 主 な 設 備

主 な 設 備	数	面 積	主 な 設 備	数	面 積
食堂・機能訓練室	6	628. 31㎡	事 務 室	1	62. 65㎡
コミュニティルーム	3	139. 00㎡	サービスステーション	3	26. 65㎡
一 般 浴 室	6	57. 15㎡	相 談 室	1	25. 5㎡
特 別 浴 室	2	88. 5㎡	厨 房	1	99. 45㎡
便 所	9	65. 2㎡	宿 直 室	1	12. 8㎡
医 務 室	1	8. 6㎡	地 域 交 流 ス ペ ース	1	285. 38㎡

※便所・洗面については、すべての居室内に設置しています。

6 従業員の体制

従業員の職種	員数	区 分				後常 の勤 人員 換算	指事 定業 基者の 準の	保 有 資 格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施 設 長	1	1				1	1	社会福祉士 他
医 師	1				1			医 師
生活相談員	2		2			1.5	1	社会福祉士 他
介護職員	37	26	3	8		31.8	18	介護福祉士 他
看護職員	4	3			1	3.7	2	看護師、准看護師
管理栄養士	1	1				1	1	管理栄養士
機能訓練指導員	1	1				1	1	理学療法士
介護支援専門員	3		3			3	1	介護支援専門員 他
事務員	2	1		1		1.6		
その他職員	2			2		0.9		調理員は外部委託

※従業員の員数については、本体施設の従業員との合計数とします。

7 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤 務 体 制
施 設 長	8:30 ～ 17:30
医 師	毎週金曜日 13:10 ～ 14:40 ※緊急時は随時、対応いたします。
生 活 相 談 員	8:30 ～ 17:30
介 護 職 員	早勤 7:00 ～ 16:00 日勤 8:30 ～ 17:30 遅勤 11:00 ～ 20:00 超遅勤 13:00 ～ 22:00 夜勤 16:00 ～ 9:00 短夜勤 22:00 ～ 7:00 夜間は職員3名で介護にあたります。
看 護 職 員	8:30 ～ 17:30
管 理 栄 養 士	8:30 ～ 17:30
機 能 訓 練 指 導 員	早勤 7:00 ～ 16:00 日勤 8:30 ～ 17:30 遅勤 11:00 ～ 20:00
介 護 支 援 専 門 員	8:30 ～ 17:30
事 務 員	8:30 ～ 17:30

8 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 せ つ	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。体調不良等で入浴できない方には清しきを行います。
健 康 管 理	原則として、当施設の嘱託医師が主治医の指示を受け担当します。 特段の事情がある場合には、主治医が行います。なお、夜間帯に医療機関への受診が必要となった場合、家族等での対応をお願いします。 (当施設の嘱託医師) 医師氏名 : 藤原 晋次郎 (医院名 : しんみなクリニック) 診 療 科 : 内科、消化器科、放射線科、リハビリテーション科
離 床 ・ 整 容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
シ ー ツ 交 換	シーツ交換は利用日数に応じて適宜行います。
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機 能 訓 練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者及び家族等からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。(相談窓口:生活相談員)
余 暇 活 動	利用者の趣味や娯楽に係る活動の機会が提供できるように支援します。
送 迎	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要な場合は、事業所保有の車で入退所の送迎を行います。 その場合、送迎費用がかかります。(片道184円 1割負担の場合) 通常の送迎実施地域の玉野市、岡山市(旧灘崎町)以外の送迎には、実施区域を越えたところより100円/kmの加算となります。
金 銭 管 理	利用者や家族等が希望する場合、小口の現金に限り、事務所内の金庫でお預かりいたします。なお、施設長が責任をもって管理します。

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額(1日あたり)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費 (1割)	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
サービス費 (2割)	1,058円	1,312円	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
サービス費 (3割)	1,587円	1,968円	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

※排せつ用品(紙パンツ、紙おむつ等)の提供については介護保険給付サービスの中に含まれて
おります。ただし、当事業所指定のものに限ります。

※高額介護サービス費について

1か月に支払った介護保険適用部分のサービス利用費の合計が負担の上限を超えた場合
超えた部分が払い戻される制度です。

区 分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円 (年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得 金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(3) 介護保険給付以外のサービス(法定外給付サービス)

サービスの種類	内 容		
食 事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した 食事を提供します。食事はできるだけ離床してユニット内の食堂で摂って いただけるように配慮します。 朝食 8:15 ～ (食事時間) 昼食 12:10 ～ 夕食 17:45 ～		
滞 在 費	室料(光熱水費、修繕費含む)です。		
食費・滞在費の額 (1日あたり)	段階別	食 費	滞 在 費
	第1段階	300円	880円
	第2段階	600円	880円
	第3段階①	1,030円	1,370円
	第3段階②	1,360円	1,470円
	第4段階	1,545円	2,066円

※第4段階の方の食費の内訳は朝食445円、昼食550円、夕食550円(各1食分)となります。

第1段階から第3段階の方については1日の限度額を超えての請求はありません。

理 髪 サ ー ビ ス	希望時に外部業者による理髪サービスをご利用いただけます。	実 費
日 常 生 活 品・嗜 好品の購入代行	ご希望があれば日用品の購入代金をさせていただきます。	実 費
受 診・通 院 等	医療保険の適用となるため、別途自己負担をしていただきます。	実 費
予 防 接 種	インフルエンザ等の予防接種	実 費

9 加算について ※2割負担の方は加算が2倍、3割負担の方は加算が3倍となります。

項目	金額	算定の内容
機能訓練体制加算 (要支援・要介護)	12円/日	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名配置している場合。
夜勤職員配置加算 (要介護)	(Ⅱ)18円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。
生産性向上推進体制加算 (要支援・要介護)	(Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)10円/月	生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合。
サービス提供体制強化 加算 (要支援・要介護)	(Ⅰ)22円/日 (Ⅱ)18円/日 (Ⅲ)6円/日 のいずれか	介護職員の総数に対する介護福祉士の割合、看護・介護職員の総数に対する常勤職員の割合、勤続年数が厚生労働省の定める基準を満たしている場合。
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位数 の1000分の 176/月	介護現場における人材確保をさらに推し進め、良質なサービス提供が継続できるよう、一定の取組(「職場環境等要件」、「キャリアパス要件」、「生産性向上や協働化の取組」)を行った場合。

< また、以下の加算についても基準に適合すれば状況に応じて随時、算定する場合があります。 >

項目	金額	算定の内容
生活機能向上連携加算 (要支援・要介護)	(Ⅰ)100円/月 (3月に1回を限度) (Ⅱ)200円/月	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合。
個別機能訓練加算 (要支援・要介護)	56円/日	機能訓練指導員が利用者の身体状況に応じた個別機能訓練計画書を作成した場合。
看護体制加算 (要介護)	(Ⅰ)4円/日	常勤の看護職員を1名以上配置した場合。
	(Ⅱ)8円/日	常勤の看護職員を2名以上配置し、24時間連絡体制を確保した場合。

看護体制加算 (要介護)	(Ⅲ)12円/日	Iを満たし、かつ、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合。
	(Ⅳ)23円/日	IIを満たし、かつ、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合。
医療連携強化加算 (要介護)	58円/日	重度者の利用を想定した受け入れ態勢を整え、医療機関との連携の強化や緊急時の対応強化を行った場合。看護体制加算Ⅱ・Ⅳを満たしている必要あり。
看取り連携体制加算 (要介護)	64円/日 (死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)	レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (要支援・要介護)	200円/日 (7日間を限度)	認知症の行動や症状が現れて緊急に(介護予防)短期入所生活介護が必要と医師が認めた利用者に対して、介護支援専門員や受け入れ事業所等と連携しながら利用を開始した場合。
若年性認知症利用者受入加算 (要支援・要介護)	120円/日	若年性認知症利用者を受け入れ、当該利用者の特性、ニーズに応じたサービス提供を行った場合。
送迎加算 (要支援・要介護)	片道につき184円/回	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められ、居宅と(介護予防)短期入所生活介護事業所間の送迎を行った場合。
緊急短期入所受入加算 (要介護)	90円/日 (7日間。やむを得ない事情がある場合は14日を限度)	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない状態で緊急に利用した場合。
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 (要介護)	1日につき -30円	連続31日以上長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合。 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。61日以降はユニット型介護福祉施設サービス費の単位数と同単位とする。
長期利用者に対して予防介護短期入所生活介護を提供する場合 (要支援)	要支援1の場合 503円	連続31日以上予防介護短期入所生活介護を行った場合、ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。
	要支援2の場合 623円	連続31日以上予防介護短期入所生活介護を行った場合、ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。
口腔連携強化加算 (要支援・要介護)	50円/回 (月に1回を限度)	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合。
療養食加算 (要支援・要介護)	8円/回 (1日3回を限度)	医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接手段として療養食を提供する場合。

在宅中重度受入加算 (要介護)	421円/日 417円/日 413円/日 425円/日 のいずれか	訪問看護サービスを利用し、居宅で生活を送る中重度者を受け入れ、その受け入れ期間中に利用者が利用した訪問看護サービスによる健康上の管理等が行われた場合。
認知症専門ケア加算 (要支援・要介護)	(Ⅰ)3円/日 (Ⅱ)4円/日 のいずれか	厚生労働省が定める基準に適合し、専門的な研修を受けた職員を基準数以上配置し、専門的な認知症ケアを行った場合。

10 利用料金のお支払い方法

- ご利用料金のお支払い方法は下記の方法から、選択することができます。

- ①指定の金融機関から自動引き落としをする。(引き落とし手数料:実費)
- ②当事業所が指定する金融機関に振り込みをする。(振り込み手数料:実費)
- ③当事業所の事務所へ持参をする。

- ご利用料金のお支払い時期

当月ご利用いただいた料金は末日締めといたします。翌月の初旬に請求額を連絡させていただきますので、20日頃までに料金をお支払いください。

11 苦情受付窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたらお気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善させていただきます。(相談担当者:生活相談員)

なお、岡山県国民健康保険団体連合会(電話086-223-8811)及び各市町村の介護保険担当課でも苦情を受け付けております。

※ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き、苦情内容の詳細を確認する。
- ② 担当者は苦情の内容を施設長に報告し、施設長は担当者を含む全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- ③ 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、施設長は翌日までに具体的な対応を指示する。
- ④ 担当者は利用者宅を訪問し、謝罪するとともに検討結果を説明する。また、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者へも顛末を報告する。
- ⑤ 担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。施設長は再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、家族等及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、当事業所で契約する損害賠償責任保険等を必要に応じて適用し、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意・過失がない

場合はこの限りではありません。日頃の事故防止についても取組を行います。

13 身体的拘束等について

サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず利用者の行動を制限する場合は、利用者及び家族等に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し身体的拘束等の経過を記録、解除につながるよう努めます。

14 虐待の防止について

- ・利用者の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する責任者を選定します。（責任者：施設長）
- ・虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・必要に応じて成年後見制度の利用支援を行います。
- ・介護相談員の受け入れを行います。
- ・サービス提供中に従業者又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

15 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行います。
また、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

16 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「消防計画」に基づき対応を行います。			
近隣との協力関係	しんみなクリニック、グランデパール通所介護事業所、グランデパール居宅介護支援事業所、地域住民等と協力体制を取り、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「消防計画」に基づき、年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者や地域住民も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
防災設備	非常階段	2か所	誘導灯	11か所
	自動火災報知器	あり	非常通知装置	あり
	屋内消火栓	あり	自家発電器	あり
	漏電火災報知器	あり		

防 火 計 画 等	カーテン、布団等は、防火性のあるものを使用しています。
防 火 計 画 等	消防署への提出日：平成17年7月1日
	防火管理者：大塚 教生

17 感染症や非常災害時における継続的なサービス提供について

感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対するサービスの提供が継続的に実施できるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に基づき、必要な措置を講じます。

18 ハラスメント防止対策

当事業所では、利用者や従業者等の安全確保と、従業者にとって働きやすい職場づくりが築けるようハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。よって、他の利用者や従業者等への迷惑行為はご遠慮願います。利用者や家族等が本契約を継続しがたいほどの背信行為（他の利用者や従業者等に対する故意による暴言・暴力行為、嫌がらせ、誹謗中傷等並びにセクシャルハラスメント行為等）を行った場合については、契約を終了させていただくことがあります。

19 ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間：8:30～17:30 来訪者は面会時間を遵守し、必ずそのつど届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。 なお、緊急やむを得ない場合は、ご相談ください。
外 出	外出の際には必ず行き先と行き帰りの時間を申し出てください。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はお断りします。
飲 酒	飲酒についてはご相談ください。
所 持 品 の 管 理	原則として、事業所にお任せください。
物 品 の 販 売	事業所内での物品の販売は一切認めません。
現 金 等 の 管 理	原則として、利用者管理はご遠慮ください。 利用者管理の場合、事業所としては責任をとりかねます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	利用期間中に他利用者等への宗教活動及び政治活動についてはご遠慮ください。

